

秋田県公報

目次

告示	ページ
結核予防法による医療機関の指定(五二一・大館保健所)……………	1
道路の供用開始(五二二～五二四・道路環境課)……………	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定(五二五、五二六・砂防課)……………	2
開発行為に関する工事の完了(五二七・由利地域振興局建設部)……………	2
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………	3
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	3
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七二一)……………	3
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七三二)……………	4

告示

秋田県告示第五百二十一号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハ		

ドラッグ大館清 大館市清水五丁目一番五号
 水町店 平成十六年六月三日

秋田県告示第五百二十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間		
道路の種類	路線名	区間
県道	横手東由利線	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山一〇一番一 一地从九一番地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年六月十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第五百二十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間		
道路の種類	路線名	区間
県道	二井山大森線	平鹿郡大森町上溝字堂田六一番から字末野 六一番一地从先まで

二 供用開始の期日 平成十六年六月十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第五百二十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年六月十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	金沢吉田柳田線	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山六四番一から一三四番三地先まで

二 供用開始の期日 平成十六年六月十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年六月十八日から同年七月一日まで

秋田県告示第五百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

区域名	郡市 町村 大字 字	区	地	番	域
白山田	由利郡大内町三川字白山田				
六七番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、六七番四の一部（次の図に示す部分に限る。）、六八番の一部（次の図に示す部分に限る。）、六九番の一部（次の図に示す部分に限る。）、七四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、七四番の一部（次の図に示す部分に限る。）、					

部分に限る。）、七四番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、七五番の一部（次の図に示す部分に限る。）、八二番一、八三番、八三番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、八五番七の一部（次の図に示す部分に限る。）、道路敷（次の図に示す部分に限る。）、

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第五百二十六号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺田典城

区域名	郡市 町村 大字 字	区	地	番	域
蒲田	由利郡由利町東鮎川字蒲田前				
一一〇番一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一一三番六の一部（次の図に示す部分に限る。）、一一三番一〇の一部（次の図に示す部分に限る。）、一一三番一一の一部（次の図に示す部分に限る。）、一一三番一二の一部（次の図に示す部分に限る。）、					

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年四月二十七日付け指令由建 四十六で許可した開発行為に関する工事が完了したの

で、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区本町橋五番二十号
大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶 本 六 夫

二 開発区域に含まれる地域の名称

本荘市石脇字田中七番一、八番、九番、十番、十一番、十五番、十六番、十七番、十八番、十九番一、字田頭百二十六番一、百四十一番一、百四十二番一、百四十六番一、百四十七番、百四十八番、百四十九番、百五十番、百五十一番、百五十二番、百五十三番、百五十四番、百五十五番、百五十六番、百五十七番、百五十八番一、百五十八番二、百五十九番一、百五十九番二、百六十番、百六十一番、百六十二番、百六十三番一、百六十三番二、百六十四番、百六十五番、百六十六番、百六十七番、百六十八番、百六十九番、百七十番、百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番、百七十五番一、百七十六番二、百八十三番一、百八十四番一、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番一、百九十五番二、百九十五番三、百九十六番一、百九十六番二、百九十七番、百九十八番、百九十九番、二百番、二百一番、二百二番三

以下七十筆

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なまはげエリア創造委員会
- 三 代表者の氏名
佐々木 克 広
- 四 主たる事務所の所在地

- 五 男鹿市船越字内子百四 一
定款に記載された目的

この法人は、観光ボランティア活動の推進等により男鹿半島を訪れる方々の観光ガイドや各種観光振興事業へのボランティア参加により、市民意識の高揚を図りながら、「人づくり」を念頭に、人材の活用、育成等の活動により、「社会教育の推進」及び「まちづくり」に寄与し、地域活性化に貢献することを目的とする。

六 定款の変更内容

- 収益事業の廃止
- 入会金の削除
- 役員定款変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年六月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 秋田市上北手猿田土地改良区
退任理事の住所及び氏名
秋田市上北手猿田字砂子沢百三十三番地
須 田 惣 一
- 二 新城川土地改良区
退任理事の住所及び氏名
秋田市外旭川字家ノ前六百六十一番地
佐 藤 鐵 雄

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十六年六月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤 堯

五十分の一の数 一九、二九四

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、四四二

秋選管告示第七十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十六年六月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、五八九
能代市	一四、七二六
横手市	一〇、九二九
大館市	一八、一四四
本荘市	一一、二二八
男鹿市	八、三八二
湯沢市	九、三八二
大曲市	一〇、六六六
鹿角市鹿角郡	一一、五七九
北秋田郡	一七、九九二
山本郡	一三、三四八
南秋田郡	一九、八八三
河辺郡	五、二〇六
由利郡	二〇、八六九
仙北郡	三二、七三二
平鹿郡	一八、四七〇
雄勝郡	一一、五四〇

正 誤

ページ

段

行

誤

正

平成十六年四月六日(千五百六十一号)掲載の秋田県告示第三百三十二号(保安林

予定森林の指定通知
(原稿誤り)
二 下 一四

三十五字国有林。次の図の示す部分に限る。

三十二字国有林。次の図の示す部分に限る。

(以上四十字国有林。次の図の示す部分に限る。)

(以上三十九字国有林。次の図の示す部分に限る。)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄